

札幌グリーンライオンズクラブ農園部会

会則及び覚書

- 1、 当農園部会は札幌グリーンライオンズクラブの一部会とする。
- 2、 農園部会は青少年に青空の下、外で過ごすことが少なくなりつつある今、土に触れる機会を多く与える目的で農園を開園する。
- 3、 農園名は「グリーン農園」と称する。
- 4、 農園部会は札幌グリーンライオンズクラブ会員有志の集まりとする。
- 5、 農園は石狩市生振に 360 坪の農地を年額 50,000 円で借地する。その期間は 3 年間とする。
- 6、 農園部会の運営資金は会員のドネーションを充てる。
- 7、 年会費は 1 口 10,000 円とする。
- 8、 事業年度は毎年 1 月 1 日始まり 12 月 31 日までとする。
- 9、 事業予定・予算決算・各種行事はメールで会員へ伝える。そして、ホームページを利用し広報も行う。
- 10、 必要な事務手数料はクラブ負担とする。
- 11、 会員は自分専用の農地を耕すことが出来る。又、青少年団体専用の区画を準備する。
- 12、 会費は借地代、肥料代、種苗代、除草剤代、農機具代等に充てる。
- 13、 収穫した作物は希望するクラブ会員へ届けるよう努力する。
- 14、 青少年団体専用農園の運営は自由とするが肥料・種苗等は部会が提供する。
- 15、 部会には役員として部会長 1 名・副部会長若干名を置く。必要に応じ農業指導員などの相談役並びに顧問を委嘱する。
- 16、 相談役には若干の謝礼を払うことが出来る。
- 17、 この会則及び覚書に定めるほか、運営に関しとくに必要な事項は役員に一任する。
- 18、 農園部会解散時に剰余金が発生した場合は札幌グリーンライオンズクラブへのドネーションとする。

以上

この会則及び覚書は平成 21 年 11 月 1 日より施行する。

平成 23 年 4 月 1 日一部変更